



YELL・Spirits エール・スピリッツ

2011年1月号

Contents

発行：社会保険労務士法人エール
〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町 1018
TEL 045-549-1071 FAX 045-549-1072
Email：info@sr-yell.com



- 代表より
- クラウドコンピューティングによる新サービス 1月始動！キャンペーンのご案内
- 2010年主な労働・社会保険関連法改正予定
- 執筆記事のご案内
- スタッフコラム

鎌倉です。新年明けましておめでとうございます。

大晦日から元旦にかけて毎年やっていることがあります。1年の振り返りと未来予想図の作成です。以前はノートに思いのままに書いただけだったのですが、ここ数年は「夢手帳☆熊谷式」が気に入っています。この中に、「未来年表」(10年分の年表)というのがあります。毎年の自分の年齢と家族の年齢も入れるようになっているので具体的な未来像を描きやすい！あ～、10年後って49歳！子供は13歳と11歳か、父は……平均寿命を超えるのか……という具合に具体的に考えられるのです。年表には、夢だけでなく想定されるリスク、法改正や日本・世界の情勢も記載するので、社会情勢も含めてリアルに想像することができます。

私は同じ書式を利用して、事務所の未来像と自分の年表と2つ作成しています。

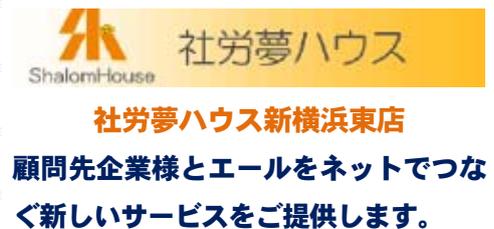
こうりたい！こうしたい！ということをどんどん年表に書き込んでいくと、将来が自分で設計できます。予測できないこと、不確実なことはたくさんありますが、だからこそこの年表づくりに向き合うことで、前向きに時間軸を再認識できるのだと思います。前年やそれより前に作成したものと比較してみると、考えていてもできなかったこと、反省や課題がいろいろでてくるのですが、振り返りの時間を意識的に持つことで重要事項が整理できます。

また、「夢ピラミッド」というシートがあり、これにやりたいことを、教養・知識、健康、心・精神、プライベート・家庭、経済・モノ・お金のセクションに分けて、ピラミッドの形に書き込んでいくと、バランスをみるのに利用できるのです。年表とあわせて作成しています。(こちらはなかなかバランスがとれませんが……)

皆様は想いの実現にどのような工夫をされていますか？いい方法あるよ！という方は是非教えてください！

さて、1月から弊社の新しいサービスがスタートします。クラウドコンピューティングにより、手続をご依頼いただいている顧問先企業様にエールの管理している情報をネット上でご活用いただけるようになります。ネット環境さえあれば、頻繁に変わる社会保険料や最新の従業員データ等もいつでも貴社でご確認、印刷いただくことが可能です。(詳細についてのお問い合わせ、お申込み方法は次ページ以降をご覧ください)。

本年も一同、一層のサービスに努めてまいります。本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。



<http://www.shalom-house.jp/member/kanagawa/shinyokohama-higashi>

顧問先企業とエールを結ぶ新しいネットワークサービス1月始動！



社労士事務所が管理しているデータをうまくインターネットで共有できないかなあ？ 二重管理は面倒だよ。

こんなお悩みはありませんか？

- 社内でも、結局、同じような社員データを作成しなければならないので、二重管理になる。
- 社労士に渡しているデータを、社員データ管理、労働者名簿など社内でも活用できないものか？
- いつでも社員の社会保険料を確認、印刷できるようにしたい。
- 当社の給与の情報、就業規則を常に社労士事務所と共有できるようにしたい。
- 自社の勤怠データと連動して、社労士が計算してくれるシステムがあればいいのに！
- セキュリティ上も安全で、ソフトウェアのメンテナンスがいらないシステムはないか？

社労士事務所と顧問先様とをネットワークでつなぐ新しいサービスのご提供が1月から可能になりました。

顧問先企業様

営業所



社会保険労務士法人エール



1月から顧問先企業様に、社会保険、労務管理、給与計算のクラウドコンピューティングサービスをご提供できるようになりました。弊社に手続顧問あるいは給与計算をご依頼頂いている顧問先企業様で、インターネットに接続できる環境にあればご利用頂けます。

社労士事務所と二重のデータ管理は不要です。エールがきめ細やかなネットワーク支援を行います。

※ ご利用には、インターネット接続環境とID/パスワードが必要です。

※ こちらのネットワークサービスご利用は有料となります。

★ キャンペーン期間のお申し込み (2011年1月11日～3月10日受付分まで)

・従業員管理台帳【ネット de 台帳】をネットワーク共有する場合の基本料金を無料とさせていただきます。

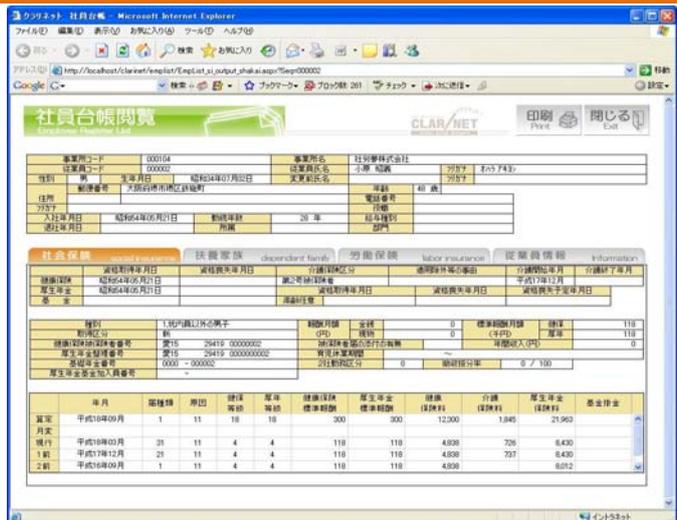
お申し込みは TEL045-549-1071 顧問クラウドサービス担当 鈴木・佐藤まで

(※人事異動などの管理・更新は別途管理費用を申し受けます)

お申し込み頂いてから、ID/PASS 発行、ご利用いただくまでに約2週間ほどお時間を頂きます。ご了承下さい。

※手続きをご依頼いただいている企業様には、順次、担当より改めて詳細をご案内申し上げます。

ネットde台帳 (検索画面)



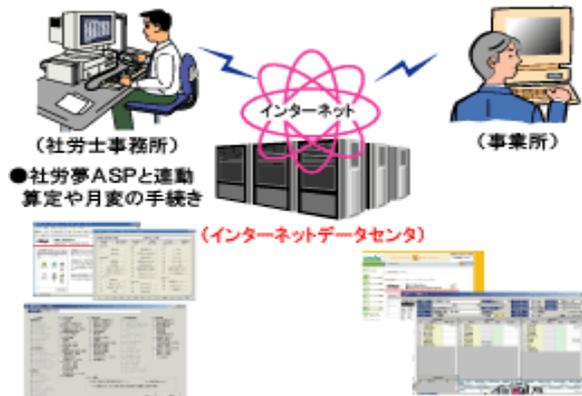
「ネットde台帳」は、顧問先企業様が、社労士の管理する労務管理システムをそのままご利用いただけるサービスです。従業員情報、住所や生年月日、社会保険の等級、社会保険料、扶養家族などのデータをご利用いただけます。労働者名簿の閲覧・印刷もいつでも可能ですので、二重管理が不要です。頻繁にかわる社会保険料や、年齢・勤続年数なども常に最新のデータを確認いただけます。

★ 手続顧問企業様はキャンペーン期間中、お申込み頂くと「ネットde台帳」の基本料金を無料とさせていただきます。

ネットde就業 (初期画面)



ネットde賃金



WEBで、勤怠管理システムをご提供します。全国の支店等の複数拠点の勤怠情報を一括で管理することができます。(パソコン、指紋認証、携帯電話、カード)。距離に関係なく、スピーディーな対応が可能になります！総務担当者の業務軽減とともに確実な労働時間の状況把握がリアルタイムにできます。従来の給与計算のためのタイムカード集計は不要になります。エールの給与計算システムと連動します。

勤怠管理システム「ネットde就業」と連動させると、顧問先企業様で打刻した勤怠データは、社労士事務所につながりますので、総務担当者の大幅な事務負担軽減につながります。給与計算、社会保険料の管理等をエールにまかせることで安心、スピーディーな給与計算が可能です。社労士側で計算した給与データを、顧問先企業様側で、給与明細の印刷もできます。また、給与明細を紙ではなくWEB上で従業員に配信することもできます。

2011年の主な労働・社会保険関連法改正予定

1月

【中小企業退職金共済制度 平成23年1月から範囲拡大】

中小企業退職金共済制度は、これまで事業主と生計を一にする同居の親族については、加入することができませんでした。しかし、平成22年11月12日に中小企業退職金共済法施行規則の一部を改正する省令が公布され、H23年1月1日より、事業主と生計を一にする同居の親族についても一定の要件を満たしていれば、「従業員」として、加入できるようになりました。

3月

【協会けんぽの保険料率 UP の見込み】

全国健康保険協会運営委員会にて、平成23年度保険料率について新たな試算が示されました。

試算によると、昨年度に比べ、高齢化などにより医療費支出が増加しており、国庫補助率が16.4%のままの場合、保険料率を9.5%(全国平均)程度に引き上げざるを得ない状況です。

このままの状況が継続した場合、標準報酬が28万円の場合、保険料が1ヶ月、労使合計で約450円負担増、年間5,400円の負担増となります。

協会けんぽでは、厚労大臣等へ国庫補助率を法定上限の20%へ引き上げるように要請を行っているものの、国の財政状況から予断を許さない状況です。今後の保険料率変更には留意が必要です。

4月

【次世代育成支援法による「一般事業主行動計画」101人以上が義務化】

現在301人以上の事業主に義務付けられている次世代育成支援法による「一般事業主行動計画」の届出は、H23年4月から労働者101人以上の事業主にも義務化されます。

101人以上の企業で、まだ取り組まれていないようでしたら、準備が必要です。

一般事業主行動計画とは、「仕事と子育てを両立させるための企業の取組みの計画」のことです。

急速に少子高齢化が進む中、企業の協力なしには、仕事と子育ての両立は進まないことから、法律で、企業に行動計画の策定・届出・周知・公表が義務付けられました。

※ 「一般事業主行動計画」は、子育てに関連する助成金の受給要件にもなっています。

【改正高齢法:300人以下企業も再雇用基準を設ける場合は労使協定締結が義務化】

H18年4月、改正高年齢者雇用安定法が施行され、企業は65歳までの雇用確保のため、「定年引上」「継続雇用制度導入」「定年廃止」のいずれかの措置を講じる義務が課せられています。

これまで、労働者300人以下の企業については選別的な再雇用基準を設ける場合、労使協定が整わない場合でも、特例で就業規則に規定することが認められていましたが、この特例は平成23年3月31日で終了となります。そのため、対象となる企業において、従来と同様の再雇用基準をもって引続き「継続雇用制度」とする場合には、H23年3月末までに労使協定を締結する必要があります。

左記の他に、2011 年は、どんな改正が予定されているのでしょうか？ また、将来どんな改正の動きがありそうですか？



- 4月 雇用保険制度の見直し(予定) 再就職手当の引上げ、失業給付の上限・下限の見直し
- 4月 年金給付引き下げ(5年ぶりに物価スライドによる見直し) ・国民年金保険料UP
- 4月 雇用促進税制の創設
- 4月 「改正障害者雇用納付金制度」に基づく申告開始(201人~300人までの中小企業も、障害者雇用が法定雇用率1.8%を満たさない場合、雇用納付金を納付する必要があります)
- 9月 厚生年金保険料率のUP
- 10月 最低賃金の見直し



4月には助成金の改廃や、助成金窓口の統廃合が予定されています。事業仕分けで、雇用能力開発機構はH23年3月末で廃止が決定しています。一方、若年者の就業支援の方は、これまでのエールスピリッツでもお伝えしてきたように、拡充が続いています！

この他、重要なものとして現在、下記が検討されています。

- 労働者派遣法の改正 (改正案は国会に上程中)
- 有期雇用契約の規制強化 (労働政策審議会で現在、審議中)

雇用構造の変化、雇用格差社会が大きく取り上げられていますが、日本の雇用政策は今、大きな転換期を迎えています。

今、労働者派遣法の改正だけでなく、有期雇用契約の規制強化も審議されているのをご存知ですか？

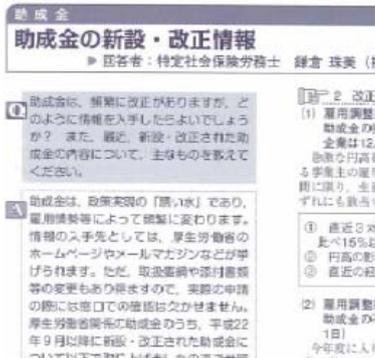
短期派遣を禁止しても、派遣先が直接雇用を有期雇用とすれば、安定した雇用が骨抜きになってしまうからです。派遣を原則、禁止して、有期雇用も禁止し、正社員化を図って雇用の安定につなげようというのが政府の考えなのです。

しかし、派遣禁止、有期雇用の規制強化でみんな正社員化ということにしても、かえって企業競争力をそぎ、失業者がふえることが懸念されます。

有期雇用の規制強化となれば、日本の雇用形態を根本から変えることになり、今後の動向から目が離せない状況です。



法改正の対応やご相談については、お気軽にエールまでお問い合わせ下さい！



鎌倉が下記を執筆しています。

■「ビジネスガイド」(日本法令)

12月号 労務相談コーナー

「助成金の新設・改正情報」

★エールでは、最新版の助成金無料診断を

お受けしています。

診断希望の企業様はお気軽にお電話下さい！

2010年に弊社代表の鎌倉が執筆したビジネスガイド(日本法令)1月～12月号の「労務相談コーナー」記事をご希望の顧問先企業様にお送りしております。弊社までお気軽にお申し込みください。

スタッフコラム

今月のコラムは、
武田が
担当します。



武田です。

昨年末、年始の楽しみのひとつでもある年賀状を書きポストに投函しました。日頃忙しく会う機会がなくなってしまう方や大学卒業後に地元へ戻った学友からの年賀状は特に、近況報告に驚くことがあります。

最近の年賀状は取り扱いが簡単な自作用のソフトも多く販売され、種類も豊富です。新年の挨拶と合わせて「家族が増えました」「我が家のペットです」「旅行に行ってきました」といった、近況や想いを表現する写真付きの年賀状も増えました。

さて、頂いた年賀状でまず目にとまるのは送って下さった方のお名前です。年賀状を送るタイミングでお子様の誕生報告をする方も多いでしょう。そういった年賀状には差出人のところに新しいお名前が入っています。ご家族で考えた素敵なお名前を目にして微笑ましい気持ちになるものです。そしてどんな由来なのかしら？とふと考えたりもします。

弊社でも頂いた年賀状を新年に拝見しております。弊社に届く年賀状は自宅に届く年賀状とはまた違い、会社様から頂くものが多いため差出人のところには個人名ではなく会社様のお名前が入っています。そのお名前にも意味や由来があるのではないのでしょうか。私は、会社の代表者の名字からとったお名前に家族経営の温かさを感じたり、業種や扱っている商品が明確なお名前からはそこで働く方の姿を想像したりします。

エール という名前に込められた想いと共に、顧問先である会社様と従業員の皆様の幸せにエールを送り、今年もパートナーとして一緒に歩んで参りたいと思っております。

新しいサービス「社労夢ハウス」のご提供も始まります。その他ご要望などお聞かせ頂きながら、労務の問題だけでなく幅広く対応できるように努めて参りますので、本年もどうぞ宜しくお願い致します。